

令和 8 年度政府調達に関する説明会

女性活躍の推進に向けた公共調達の活用

令和 8 年 4 月
内閣府男女共同参画局

I 女性活躍の推進に向けた公共調達を活用 〔ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を加点評価する取組〕

1. 取組のねらい・概要

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、平成28年度から、国等の調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

2. 取組の内容








- 取組の実施主体 国の機関及び独立行政法人等
- 取組の対象となる調達 価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）
の審査においてワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設定
- 加点評価の対象となる企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）
 - ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業等 } [えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、
一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者100人以下）]
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等 } [くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定、
一般事業主行動計画策定企業（令和7年4月1日以後に策定又は変更したものであり、常時雇用する労働者100人以下）]
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業 [ユースエール認定]
- ※ 上記の認定は、いずれの認定基準においても、ワーク・ライフ・バランスの取組に関するものとして、長時間労働の抑制に関する事項を設けている。
- ※ 地方公共団体は、国に準じた施策を実施するよう努めることとされている（女性活躍推進法第24条第2項）。












（総合評価落札方式）入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ定めた性能等に係る評価基準に従って評価し、その評価と入札の価格から、国にとって最も有利な者を落札者とする方式。

（企画競争方式）業者選定の公平性、透明性を図るため、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定する方式。

(参考) トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん／えるぼし・プラチナえるぼしの認定について

	トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん			えるぼし・プラチナえるぼし	
根拠法令	次世代育成支援対策推進法			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
概要	トライくるみん認定	くるみん認定	プラチナくるみん認定	えるぼし認定	プラチナえるぼし認定
				  	
	次世代法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その計画に定めた目標を達成する等の一定の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定			女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出をした企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定 ※満たした要件の数で段階が変わる	
主な要件 (概略)	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画（計画期間：2～5年）の策定・届出（常時雇用する労働者数が101人以上の企業は策定義務有） 行動計画に定めた目標を達成したこと 			<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定・届出（常時雇用する労働者の数が101人以上の企業は策定義務有） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間数（①②いずれにも該当） <ul style="list-style-type: none"> ①フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 ②各労働者の月平均時間外労働 60時間未満 			<ul style="list-style-type: none"> 採用（①②いずれかに該当） <ul style="list-style-type: none"> ①男女別の採用における競争倍率が同程度 ②女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間数（①又は②と③に該当） <ul style="list-style-type: none"> ①フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 30時間未満 ②25～39歳のフルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 ③各労働者の月平均時間外労働 60時間未満 			<ul style="list-style-type: none"> 継続就業（①②いずれかに該当） <ul style="list-style-type: none"> ①女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数 ②女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合 	
	<ul style="list-style-type: none"> 女性労働者及び女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 75%以上 			<ul style="list-style-type: none"> ①が7割以上 ②が8割以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 男性労働者の育児休業等取得率（①②いずれかに該当） <ul style="list-style-type: none"> ①育児休業 10%以上 ②育児休業＋育児目的休暇 20%以上 			<ul style="list-style-type: none"> ①が8割以上 ②が9割以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間数 <ul style="list-style-type: none"> 雇用管理区分ごとの労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 			<ul style="list-style-type: none"> 労働時間数 <ul style="list-style-type: none"> 雇用管理区分ごとの労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 	
	<ul style="list-style-type: none"> 女性労働者の継続就業率（プラチナくるみん認定のみの要件） <ul style="list-style-type: none"> 出産した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 90%以上 又は 出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 70%以上 			<ul style="list-style-type: none"> 管理職に占める女性の割合 <ul style="list-style-type: none"> 産業ごとの平均値以上 	
				<ul style="list-style-type: none"> 多様なキャリアコース <ul style="list-style-type: none"> 女性の非正社員から正社員への転換等の実績を有すること等 	
				<ul style="list-style-type: none"> 労働時間数 <ul style="list-style-type: none"> 雇用管理区分ごとの労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 	
	認定の メリット	<ul style="list-style-type: none"> 商品や広告等へのマーク使用 			<ul style="list-style-type: none"> 公共調達の加点評価 低利融資 等

3. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）に定める配点例（令和7年4月1日施行）

評価項目例	認定等の区分※1		総配点に占める加点の割合 [単位：%] ※2			
			配点例① (12%の場合)	配点例② (10%の場合)	配点例③ (7%の場合)	配点例④ (5%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし 	12	10	7	5
		えるぼし3段階目 	10	8	6	4
		えるぼし2段階目※3 	8	7	5	3
		えるぼし1段階目※3 	5	4	3	2
		行動計画策定 ※4	2	2	1	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん 	12	10	7	5
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準） 	9	8	5	4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 	8	7	5	3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） 	8	7	5	3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 	7	6	4	3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 	6	5	4	3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） 	5	4	3	2
	行動計画策定（令和7年4月1日以後の基準）※4	2	2	1	1	
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業) 	9	8	5	4	

※1 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点

※2 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定

※3 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

Ⅱ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領に基づくワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認について

- 「WTOの政府調達に関する協定」に係る調達に参加する外国法人については、平成28年10月1日から、関係法令に基づく認定等の要件に相当する基準を満たしていることの確認をもって、国内のワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱うものとされている。
- 内閣府において、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づき認定等相当の基準を満たすことが確認された外国法人については、国内のワーク・ライフ・バランス等推進企業と同様に、国の機関及び独立行政法人等の調達において加点評価を受けることができる。

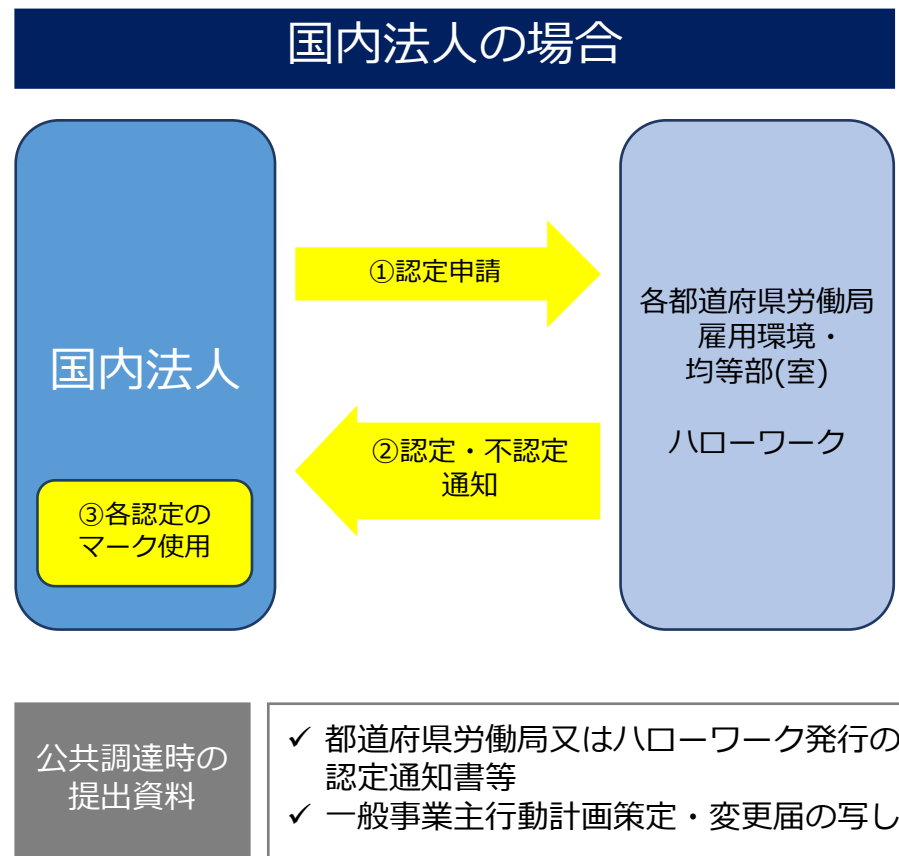
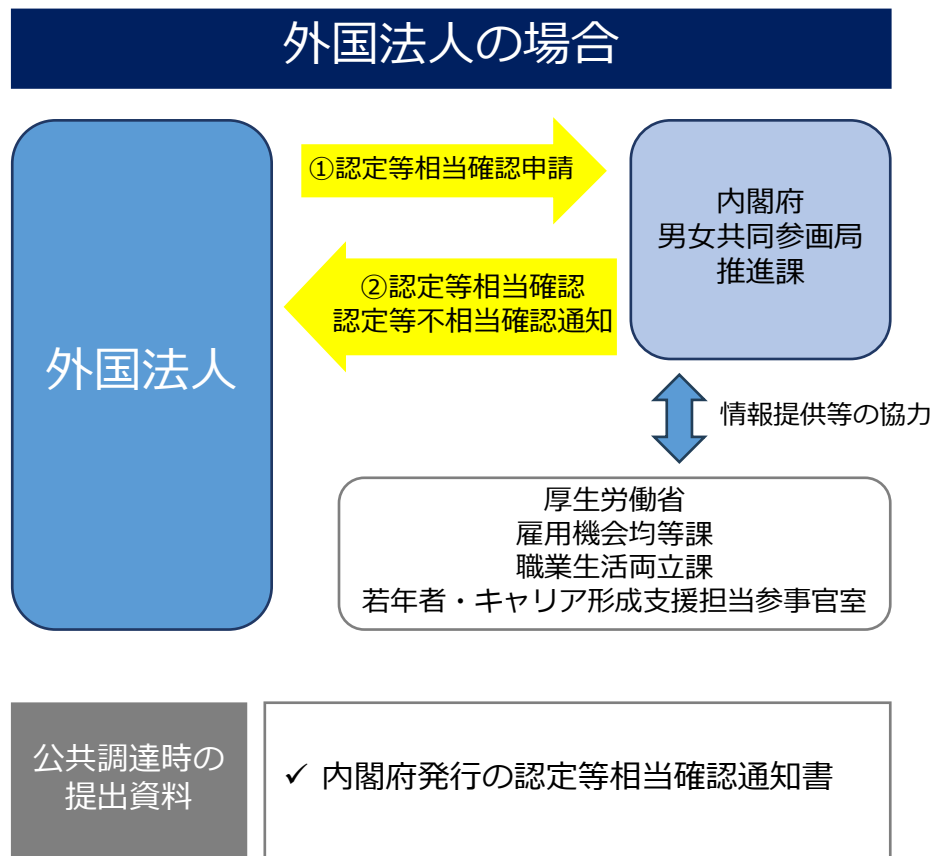
<確認の対象となる認定等>

- ・女性活躍推進法に基づく認定
(えるぼし認定 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。) ・プラチナえるぼし認定)
- ・次世代法に基づく認定 (くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)
- ・若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定)
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定 (常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定 (令和7年4月1日以後に策定又は変更した一般事業主行動計画であり、常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

<確認事務について>

- ①外国法人の認定等相当の確認基準は、各認定制度の基準に準ずる。
- ②認定等相当の確認に当たって対象外国法人の本社所在国における制度等を勘案する必要がある場合には、①と同等の基準を満たしていることを確認する。
- ③認定等相当確認を受けた外国法人は、毎事業年度終了後原則として1月以内に、当該事業年度について引き続き認定等相当の基準に適合するものであることを所定の書類を添えて内閣府へ報告する。

(参考) 確認フローについて



- 関係資料掲載ホームページ : http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/work-lifebalance.html
- 本件に関する問い合わせ先 : 内閣府男女共同参画局推進課 公共調達担当
TEL : 03-5253-2111 (Ext. 37573) E-mail : g_josei.p6f@cao.go.jp